

建設企業常任委員会資料
2020年（令和2年）5月7日
水道局業務担当

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 水道料金の基本料金の免除について

明石市では、新型コロナウイルス感染症が市民の皆さまに経済的な影響をもたらしている状況を踏まえ、水道使用者を対象に、令和2年5月以降の使用分（7月定期検針分～）の水道料金の基本料金を6か月分免除します。

また、水道料金の支払いが困難な方を対象とした、支払期限の延長等の対応を行います。

1 概要

料金の6か月分につき、基本料金を免除します。

2 免除額（例）

一般家庭の場合（口径25mm以下）

1期分（2か月）の基本料金1,914円×3期分（6か月）＝5,742円（税込）

3 対象件数

約14.4万件

4 総額

約8.8億円

5 申込手続

ご使用者の方からの手続は不要です（料金計算時に減額計算します。）。